

生活福祉保健委員会

- 1 期 日 平成21年6月26日（金）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、
中津信義、蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫

5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、文化芸術課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、介護人材就業支援プロジェクト担当課長

[病院事業局]

病院事業管理者、事務部長（兼）県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 付託議案

- (1) 県第55号議案 平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
- (2) 県第60号議案 広島県地域医療再生基金条例案
- (3) 県第61号議案 広島県災害拠点病院等耐震化整備基金条例案
- (4) 県第62号議案 広島県自殺対策緊急強化基金条例案
- (5) 県第63号議案 広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例案
- (6) 県第64号議案 広島県介護基盤緊急整備等基金条例案
- (7) 県第65号議案 広島県介護職員処遇改善等基金条例案
- (8) 県第67号議案 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項
- (9) 県第71号議案 広島県手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (10) 県第73号議案 広島県環境保全基金条例の一部を改正する条例案
- (11) 県第79号議案 財産の取得について
- (12) 県第81号議案 損害賠償の額を定めることについて

7 報告事項

[健康福祉局]

(1) 新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）患者の発生について

[危機管理監]

(2) 大久野島沖で発見された「化学兵器の疑いのある物」について

8 会議の概要

(1) 開会 午前10時32分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 付託議案

県第55号議案「平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外11件を一括議題とした。

(4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（山下委員） 今回の6月の補正予算は、国の1次補正に呼応して国からの交付金を活用した13の基金事業を主な内容としていますが、そのうちの10の基金事業が本委員会の所管になります。

依然として景気が低迷している中で、一刻も早い事業実施を求められているところですが、この基金を有効に活用するには県として地域課題等を踏まえ目標を設定した上で、事業に取り組まなければ効果は期待できません。

そこで、これらの事業について何点か、お伺いしたいと思います。

まずは、不妊治療費助成額の増額と介護職員の処遇改善についてですが、不妊治療費助成額の増額については医療保険が適用されない高額な不妊治療費を負担している方々の経済的な負担を軽減する制度で、県負担分に充当する地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、国の経済危機対策としての補正予算での措置であり、将来的に財源が保証されているものではないと聞いています。

また、介護職員の処遇改善は介護人材の定着を図る有効な手だてではありますが、その財源も平成23年度までの3年間に限定されています。これらの事業は、少子化対策や安定した介護サービスを確保する施策として、継続的に実施するべきであると考えますが、国の財源措置がなくなった後の対応についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○答弁（健康対策課長） まず、不妊治療に関しましてお答えさせていただきます。

次世代育成支援対策の一環としまして、子供を産みたいと思う人が希望どおりに子供を産み育てられる社会の実現を目指しまして、医療保険が適用されず高額な治療費がかかる体外受精と顕微受精を受けた戸籍上の夫婦に対して費用の一部を助成する事業でございます。

平成19年度からは、治療1回当たり10万円、年間2回の助成に拡充したことにより不妊治療を受けられる方の助成件数は年々増加しており、平成20年度は延べ532件、実人員356人となったところでございます。

このたび、国の平成21年度の第1次補正予算に対応しまして経済的負担のさらなる軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部助成額を拡充し、1回当たり10万円であったものを15万円までにする予定としております。この事業の財源は、国2分の1、県2分の1であり、拡充するに当たり県の財源について、今年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当することとしております。

今後、国へ継続した財源確保について強く要望していくとともに、県といたしましても必要な財源の確保に努めてまいりたいと思っております。今後とも、不妊治療支援事業の利用を促進するために、県のホームページ、県民だより、チラシ、マスコミ報道など引き続き広く県民への周知を図るとともに、関係者への普及啓発に努めながら不妊に悩む夫婦及びその家族に対する支援を継続してまいりたいと思っております。

○答弁（介護保険課長）　続きまして、介護職員の処遇改善交付金についてお答えします。

この事業は、人手不足が恒常化しております介護職場における人材の確保と定着、介護が雇用の場としてさらに成長する、そういったことを目的に、職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金を交付することによりまして、介護職員の処遇改善を図ろうとするものでございまして、国の経済危機対策の一環として実施されるものでございます。県といたしましても、介護分野における人材の確保と定着は喫緊の課題だと認識しておりまして、介護職員の処遇改善が図られるよう、円滑な交付事務に努めてまいりたいと考えております。

それから、事業終了後の対応についての御質問でございますけれども、この基金事業は平成23年度までと期間が限定された措置でありますことから、今後のさらなる高齢化の進展に対応して、将来にわたって介護職員の確保・定着を図っていくといったようなことに対しては、やはり事業の運営の基本となります介護報酬制度による恒久的な対応が不可欠であると考えているところでございます。

このため、3年後の平成24年度に予定されております次期の介護報酬改定におきまして、事業終了後の介護職員の賃金を引き続き維持するためにも、介護労働を適正に評価した報酬の設定を行うよう、国に対して積極的に提案してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（山下委員）　経済状況の回復と安心した生活の確保は一体的に実現されなければ意味がありません。切れ目のない安心な社会を実現する意味で、これらの事業の継続について積極的に対応していただくということをお願いします。

次に、60億円の基金を造成する地域医療再生基金についてお尋ねしたいと思っておりますが、これは県が新たに策定する地域医療再生計画に基づいて地域の医療課題を解決するための事業を5年間にわたって実施するものと聞いております。

本県の地域医療の分野においては、医師確保やがん対策、救急医療や在宅医療の推進などさまざまな課題を抱えておりますが、今回の地域医療再生計画の策定に当

たって重点的に取り組むテーマを想定されているのか、また昨年改定した地域保健医療計画との整合性をどう考えているのか、7つの二次保健医療圏のうちどの圏域で実施されるのか、さらにどういう体制で計画づくりを進めていこうとされているのか、お伺いいたします。

○答弁（医療政策課長） 地域医療再生計画でございますが、国が、都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画に基づいて行う医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保の取り組みを支援することとして経済危機対策の一環として特例交付金を確保して、県が基金を造成し地域医療再生計画に基づいて施策を実施するものとなっております。

県が計画を策定するに当たりまして、国が指針、要綱等を示しておりますので、それを少し説明させていただきます。

第1点目ですけれども、地域の医療機関の連携強化や再編等によって地域医療の再生を目指す事業であることを基本とするということでございます。個別の医療機関の機能強化に伴うものは、採択の対象外とするということとしております。これを前提に、対象地域は二次保健医療圏を基本とするということでございます。ただし、全県で行った方が効果的な医師確保対策などは、全県で対応しても可能であるということになっております。

実施する事業につきましては、ソフト、ハードともに新規・拡充のみが対象となります。計画期間は、平成25年までの5年間ということになっております。

都道府県の採択枠は2カ所ということになります。1カ所の基準額でございますけれども、連携促進に係るものは30億円、医療機関の再編を伴うものについては100億円と、2種類が用意されております。なお、100億円の事業につきましては国の有識者における協議会において、審査を行って全国で10カ所を採択するということとなります。

県といたしましては、こういった国の指針等を踏まえまして、重点的に取り組むテーマ、現在、保健医療計画においてがん対策や救急医療など4疾病5事業を推進するということを考えておりますので、これらの課題に対応することがまず第一と考えております。

このため、保健医療計画における地域保健医療計画を7圏域でつくっておりますが、この計画は地域の課題や今後の方向性などをまとめておりますので、大変重要な視点になると考えております。また、保健医療計画策定後に新たに生じた課題や地域の連携改善等における新たな課題に対しても対応したいと考えております。

さらに、医師確保対策など全圏域での課題についても対応してまいりたいと考えております。

地域医療再生計画の策定につきましては、県において有識者で構成する地域医療再生計画推進委員会、仮称でございますがそういうものを設置いたしまして、計画案の検討を行っていきたいと思っております。なお、この委員会は計画の策定のみ

ではなくて毎年度の評価、5年間評価するということになっておりますので、その役割もあわせて担っていただきたいと考えております。

委員会で地域の選定、計画案を策定していただいた後に医療審議会を持っておりますので、医療審議会の意見を聴取して県としての計画を成案としたいと考えております。その後、国の方に提出したいと考えております。

対象圏域の選定について御質問がございましたが、二次医療圏での具体的な計画は圏域ごとに設置している地域保健対策協議会において、圏域内の連携の強化などの具体的な事業について提案をしていただくことにしております。現在、すべての圏域に対して提出していただくようお願いをしているところでございます。提出された提案につきましては、先ほど御説明いたしました有識者の会議において2つの圏域を選定していただくことにしております。

その後、2つの圏域から提出された計画を基本として全県で取り組む事業をあわせて県の全体的な計画となるよう、検討、調整してまいりたいと考えております。

○質疑（山下委員） 地域医療の再生を検討するときに、医師不足の解消は喫緊の課題ですが、私は助産師の不足についても心配しております。

日本産婦人科医会の調査では、出産を扱う産科施設の75%で助産師が不足し、その不足数は全国で6,700人に上っていることが明らかになっており、本県においても助産師の数は10年間で約1割も減少しております。また、人口10万人当たりの助産師数について見ると、例えば広島中央保健医療圏では全国平均の20.2人の3分の1の6.7人しか助産師がおりません。本県においては今年度新たな助産師資格の取得支援や、修学資金の貸与事業に取り組んでいますが、こうした取り組みによって、いつまでに何人の助産師を確保しようとされているのか、また、地域的偏在の解消に向けてどのように工夫をされるのか、お伺いいたします。

○答弁（医務課長） 助産師の確保目標と、それから地域的偏在の解消に向けた工夫についてのお尋ねでございます。

助産師につきましては、近年大変ニーズが高まっているという状況の中で、お尋ねの中にもございましたように今年度から新たに2つの事業を立ち上げて助産師の確保対策に取り組んでいるところでございます。1つ目の事業といたしましては、看護師を助産師の養成施設へ派遣いたしまして助産師資格を取得させる医療機関に対しまして、当該看護師の派遣期間中の代替職員の配置経費を助成する事業でございます。年間で10名ほどを予定しております。

もう一つの事業でございますが、卒業後に助産師として県内で就業する意向をお持ちの養成施設の学生に対しまして、月額5万円を1年間修学資金として貸与する助産師修学資金でございます。こちらも年に10名ほどを予定しております。

これらの事業を通じまして、理論上は県内で就業する助産師数を毎年20名ほど確保できるという計算になります。ちなみに、過去の全体的な目標となるものとしたしましては、平成18年3月に策定をいたしました看護職員需給に関する見通しとい

うものがございまして、その中では平成21年度の助産師の需要数を550人と見込んで
いるところがございます。一方、地域的な偏在についてでございますけれども、就
業が主な場となる医療機関等の集積状況と密接に関連する部分がございます、そ
の中で現在は職を離れておられる助産師の方を対象に一定期間、医療現場で実践的
な研修を受けていただくことで自信でありますとか、技術を取り戻していただき、
カムバックの支援をしていく事業なども昨年度から始めております。これらの事業
も積極的に活用していただけるように内容面でございますとか、PR方法などもさ
らに工夫をいたしまして、地域において必要な助産師の確保に結びつくように施策
の効果的な展開を図ってまいりたいと考えています。

○要望・質疑（山下委員） 助産師は妊婦への保健指導や、陣痛が始まってからの介護、
出産後の育児相談など妊婦のメンタル面の支えになり、異常が起きればすぐに対処
するといった出産には欠かすことのできない大切な役割を担っております。地域医
療再生計画の策定に当たっては、こうした助産師の問題について議論していただき
たいと思います。

いずれにしても、医療機関はもとより患者や職能団体など幅広い分野の方々から
意見をしっかり聞いて、地域の実態に即したきめ細やかな計画を策定し、実効性の
ある事業を実施していただくようお願いをいたします。

最後になりますが、これらの事業の執行体制についてお伺いしたいと思います。

冒頭に申し上げたとおり、今回の補正予算は13の基金事業を主な内容としており
ますが、そのうち8つが健康福祉局の基金です。その補正額は484億円と、健康福祉
局の当初予算の3分の1に相当する大規模なものです。これらの事業は、一刻も早
い実施が求められるところですが、果たして県の執行体制がこれらの事業量に見合
うものとなっているのか、心配しております。せっかく大型の補正予算を組んでも
速やかに執行されないようでは、景気回復にも暮らしの安心にも結びつきません。
これらの事業について速やかに着手・実施できる体制となっているのか、健康福祉
局にお伺いいたします。

○答弁（健康福祉総務課長） まず、補正予算額の規模についてでございますけれども、
健康福祉局におきましては今回総額484億円余を計上しておりますけれども、その内
訳は基金造成に係る積立金が376億円余、それからこの基金を取り崩して行う実際の
事業が約90億円、その他の事業が18億円余ということになっております。すなわち、
基金の取り崩し分が積立金の方へもダブルカウントされておりますので、予算規模
は484億円と膨らんでおりますけれども、純粋に事業予算として執行される額とい
うのは今回の補正総額の2割程度ということになっております。

そうは言いますが、この基金を活用した純粋な歳出額というのは今回約90億円
ございまして、これは健康福祉局の平成21年度当初予算総額の1,460億円の6%の規
模に相当しております。現行の執行体制のままでの事業執行というのは、かなり困
難を要するものと考えております。

特に、先ほど御質問にありました救急医療や医師確保などの地域が抱える医療課題の解決に向けて実施する地域医療再生基金事業につきましては、国の事業認定を受けるための地域医療再生計画をことしの10月までに策定する必要がございます。また、先ほどの介護福祉現場における職員の人材確保のための事業者が実施する処遇改善に向けた取り組みを支援いたします介護職員処遇改善交付金事業につきましては、ことしの10月分のサービスから実施予定となっております。こうした各事業の執行時期等も踏まえまして、事業を円滑、迅速に実行できるように現行業務の実施時期や執行体制の調整、あるいは臨時職員の配置などを含め、現在、執行体制の検討を急いでいるところでございます。

いずれにしましても、健康福祉局が所管しております施策というのは、社会的な弱者を対象としたものが多く、県民の暮らしの安全や安心を守る観点から、現下の厳しい経済情勢の中で一日も早く事業効果が発揮できますよう、早急に体制を整備しまして事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

○要望（山下委員） 経済の収縮による悪影響が社会的弱者にしわ寄せされる形であらわれ、社会全体の不安心理が高まっている中、一日も早い景気回復と安心できる生活の確保に向け、迅速に取り組みを進めていただくようお願いいたします。

○質疑（辻委員） 私からは、補正予算で計上されている生活福祉資金15億4,000万円についてお伺いしたいと思います。

今回の予算措置は、国による生活福祉資金の貸付制度が抜本的に改正されたことを受けて措置されたものでありますが、この貸付制度の見直しの趣旨、それから見直しの内容を具体的に説明していただきたいと思っております。

○答弁（地域福祉課長） 生活福祉資金制度の抜本的な見直しについてでございます。

現下の厳しい経済状況のもとで、今後失業者、低所得者等が急増すると見込まれておりまして、これらの者に対しますセーフティーネット対策の一つでございます生活福祉資金貸付事業をさらに利用しやすくすることで、今回抜本的な見直しが行われたわけでございます。

その見直しの一環といたしまして、総合支援資金というものが出てきたわけでございますが、改正の1点目として資金の種類を整理統合ということがございます。現在10種類の貸付資金がございますが、これを4種類に整理統合する、その中の一つに総合支援資金があるということでございます。

2点目として、貸し付け要件の緩和ということで連帯保証人の要件緩和と貸付利率の引き下げといった内容が、今回の見直しの大きなものでございます。

それで、総合支援資金でございますけれども、先ほど申しました低所得者の方々の生活費でありますとか、一時的な資金を必要とする方に対しましてこれらを貸し付けることにより自立ができるというような趣旨で貸し付けるわけでございます。その内容として3つの種類がございまして、まず生活支援費、生活再建までに必要な生活費、そして2点目が住宅入居費、敷金、礼金、そういった賃貸契約を結ぶの

に必要な経費のことです。3点目が一時生活再建費ということで、就職活動費でありますとか債務整理の弁護士費用等、そういったものの貸し付けでございます。こういった3つの費用で構成されておまして、この総合支援資金につきましては原則、連帯保証人を必要としつつ連帯保証人を確保できない者に対しましても、貸し付けを行うようにするという内容でございます。

○質疑（辻委員） 今の経済情勢のもとで、大量に解雇されたりして、離職者が大変ふえている中、所得の低い方とか、そういう方々がセーフティーネットとして利用しやすいように改善されたと思っております。それで、この制度については本当に必要な方に情報が届くような取り組みもあわせて強化していく必要があると思うのですけれども、この点の広報活動の強化による周知徹底を図っていくということについてはいかがですか。

○答弁（地域福祉課長） この抜本見直しにつきましては、本年10月を目途に実施される予定と伺っておりますので、それらの実施にあわせまして今回の連帯保証人要件の緩和や貸付利率の無利子化あるいは引き下げなどについて広島県社会福祉協議会と連携し、パンフレットを作成するなどいたしまして早期に県民にわかりやすい形で広報を行い、当制度が積極的に活用されるよう努めてまいりたいと考えております。

○質疑（辻委員） この生活福祉資金の関連で、消費生活行政の立場から多重債務に陥らないためにも、今回抜本的に見直しをされたセーフティーネット貸付としての生活福祉資金の効果が期待されていると私は思いますし、消費生活行政の立場からも今後どういうふうはこの制度を対応していくのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○答弁（消費生活課長） 多重債務対策で一つ大切なことは、セーフティーネット貸付であるというのは十分認識しております。確かに債務につきましては、相談窓口へ行けば弁護士等、専門の方に紹介することで処理できるのですが、それ以外の日常生活をどうするのかということで、このセーフティーネット貸付についても十分考えていかないといけないということです。

それから、県としては、多重債務者対策協議会を設置しておりますので、そのメンバーに今回の社会福祉協議会の生活福祉資金がこのような制度になったということを広報し、セーフティーネット案件での対策を十分果たせるようにやっていきたいと思っております。

○質疑（辻委員） 多重債務問題改善プログラムが政府の方で進められています。その実施状況に関する報告が、多重債務対策本部の有識者会議でこの6月に出されたものを見ますと、消費者向けセーフティーネットについて多重債務者にアンケートしましたら、その多重債務者の8割の方が行政や社会福祉協議会が実施しているセーフティーネットの制度を知らないというアンケート結果もあるということで、出されています。

それから、多重債務改善プログラムの実施状況の中で、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供ということで、今回のような生活福祉資金制度がいろいろとありますけれども、制度の見直しが図られました。より効果的に支援ができるようにということで出されています。

それと、今後の取り組むべき事項というところがこの報告書の中にもあるのです。今、課長の答弁にもございましたけれども、県の多重債務対策協議会で生活福祉資金等についても広く周知、活用していくことに取り組んでいきたいという話が出ました。多重債務問題改善プログラム実施状況に関する報告書の中に、今後取り組むべき事項として県の多重債務対策協議会などに社会福祉協議会あるいは労働金庫、こういった関係機関も参加を促す必要があるのではないかという一節があるのです。私の提案として、多重債務者に陥った方の自立更生を図る、あるいは多重債務に陥らないということからも、この社会福祉協議会を県の多重債務対策協議会の構成メンバーに入れていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○答弁（消費生活課長） 平成19年度に多重債務対策協議会を設置したのですが、セーフティネット貸付をこの協議会の一つの柱とするということで今のメンバーを選んでおります。

それから、このセーフティネット貸付につきましても、いろいろ制度が変わってきているということがございますので、今のメンバーで十分なのかどうか、少し検討させてもらいたいと思います。もう少し新しい方に入ってもらった方がいいのかどうか、検討させていただきたいと思います。

○要望（辻委員） 多重債務対策協議会の取り組みの中身が、従来の多重債務に陥った方に対してのヤミ金あるいはサラ金に対する規制強化とか、消費者への協力などいろいろとありますが、今セーフティネットをどう活用していくのかというのが非常に大きな課題になっているようです。今、課長から答弁はありましたが、ぜひ検討していただいて、多重債務対策協議会が行政上で一層大きな役割を果たしていくという点からも社会福祉協議会を構成メンバーに組み入れていただきたいということをお提案申し上げて、この点は終わりたいと思います。

(5) 表決

県第55号議案外11件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（高橋委員） 私は、五日市産業廃棄物積み出し施設の設置についてお伺いします。

この問題については、委員会でも議論が行われていますし、また、工事の方も近づいているのではないかと思います。まず1点目に住民説明会のことについてお伺いしたいと思います。

昨年11月に地元で全体説明会を開催され、それから、連合町内会ごとに4回開催されたと聞いておりますが、これはそれぞれ何人規模で行われたのか、まずお伺い

したいと思います。そして、その後、ことしに入ってから説明会を何回実施されたのか、また、その際の住民の反応や意見などについて変化があればあわせてお伺いしたいと思います。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 五日市埋立地区の廃棄物積み出し施設については、昨年11～12月に地元説明会を開催しております。全体の説明会は11月8日でございますけれども、その後、4つの連合町内会で11月28日、29日、12月6日、12月11日にそれぞれ開催いたしましたわけでございます。それぞれの参加者は、44名、14名、32名、46名、全体では200名弱ということになると思います。

この説明会でいただいた御意見というのは、廃棄物積み出し施設の設置が平成11年に計画をされているにもかかわらず、なぜ昨年度になって説明をしたのか、それでは遅いのではないかと御指摘。それと、五日市につきましては、ことしの3月まで廃棄物処分場を管理運営していたわけでございますけれども、このように長く廃棄物を受け入れていたところに、なぜさらに積み出し施設をつくるのか。それと、この五日市の積み出し施設と申しますのは、出島廃棄物処分場へ搬入するための積み出し施設でございますが、五日市処分場につきましては、直接搬入させるのに、今回の出島処分場へは海上搬入するのはなぜなのか、要するに陸上搬入すればいいという御意見でございます。それから、五日市廃棄物処分場で管理運営をしておりました環境保全公社の抜き取り検査でダイオキシンが検出されているということで、公社の管理運営に問題があるのではないかとといったような御指摘もございました。

その後、ダイオキシンに対する御不安、御懸念の声がございましたので、12月に県は廃棄物中のダイオキシン濃度を測定いたしました。その結果が出てまいりましたのが、1月下旬ということでございますので2月上旬、2月5日と6日でございますけれども、地域の方々に現在の五日市地区の排水あるいは粉じん、大気中のダイオキシン濃度が環境基準内でございます、特に健康に影響があるものではございませんという報告をいたしました。

今年度入っての説明会の実施状況ということでございますけれども、基本的にはまず町内会長の方々に正確な情報を知っていただきたいということで、ちょうど年度がわりの町内会の役員の変更という状況もございまして延びていたのですけれども、先々週の土曜日に楽々園地区におきまして説明会を開催したところでありまして、このときに、時間的な制限がございまして、御質疑等というのは余りなかったという状況でございます。

○質疑（高橋委員） 当初の住民からのいろいろな意見がそれぞれ多少変わったというふうに私は認識しているのです。例えば、場所の変更とかいろいろな形で住民からの要請なり意見が多少変わってきたのではないかと思います。

次に、予定地の周り800メートル以内に学校が4つもあるということで、やはりこれだけ学校が近いということになると、子供たちの安全という観点からも、PTA

を中心に生徒の保護者にも説明をしていかなければいけないと思うのですが、そういう取り組みについての説明はされましたか。

○答弁（環境保全課長） 積み出し施設につきましては、正確な情報に基づいて保護者の方々の御理解を得ることが大切でございますので、保護者の方々への説明会は開催したいと考えております。

積み出し施設は委員御指摘のとおり地域の問題でありますので、説明会の開催の仕方につきましては、要望された方々で参加者を集めていただいて、そういう場で説明をしてまいりたいと考えております。

○質疑（高橋委員） 調整をしてできればするということがいいのでしょうか。というのは、学校が近くにあるということになると子供たちの安全面から特にダイオキシンなどの問題はやはり心配になりますし、それとPTAとしてもそういう施設についてはいろいろと情報も欲しいでしょうし、また、県の説明もやはり聞きたいということもあると思います。理想的には各学校それぞれでPTAなり保護者を集めてやればいいのですがそれも大変だと思います。しかし、PTAには地域協議会などもありますので、特にその4校についてはPTAにも相談をしながら、子供たちの安全のために説明会をぜひしていただきたいと思いますが、今の回答では実施するということがいいのですか。

○答弁（環境保全課長） 御要望がございましたら、県の方としても対応する必要があると思います。

○要望・質疑（高橋委員） 今、数字を言われましたが、どれだけ説明会をして、どれぐらいの人数に説明をしたらいいのかというのは大変難しい問題だと思いますが、ただ町内会長を集めたり、重立った人を集めてするというのではなく、やはりなるべく多くの人に情報としていろいろな形で提供していただきたい。県としては本当に施設が必要で、安全性に配慮してやるということがあるのなら、いろいろな形で住民説明会をしっかりやっていただきたいと思います。

次に、工事の予定についてお伺いしますが当初の予定では7月からというふうに聞いておりますが、7月からの着工はあるのか、そして確認ですが工期は何年で使用期間は、私の記憶では10年と認識しておりますが、何年かについてもあわせてお伺いします。

それから、例えば住民同意が完全に得られなくても7月の予定であれば着工するのか、その際、最終的に決定をするのはだれなのか、もちろん知事かもしれませんが、それについてお伺いをいたします。

○答弁（環境政策課長） まず、施設の着工時期についてのお尋ねでございました。現在、積み出し施設の経営主体でございます環境保全公社が、設計を行っているわけでございますけれども、設計作業が若干おこなわれているということと、地元対応の状況ということから考えてみますと、当初計画では7月以降ということで申し上げておりましたが、若干おこなわれて9月以降になるのではないかと考えております。

次に、工期をお尋ねでございますが、現在、公社で設計をやっているわけでございますけれども、その積み出し施設等の建設工期は1年半と聞いております。

それと、使用期間でございますけれども、これは出島処分場と連携した施設でございますので、10年間と考えております。

それから、住民が合意しなくても工事に着手するのかというお尋ねがあったと思っておりますけれども、県としては廃棄物の埋立処分事業を円滑に実施するためには、地元の御理解は必要と認識しております。引き続き、御理解を得られるよう説明会を開催するということで進めてまいりたいと思っております。

それと、最終決定はだれなのかということでございますけれども、これは県でございます。

○質疑（高橋委員） 工事は若干おくれるということで、もちろん工事に入っても完成まで1年半ぐらいかかるということですが、工事に入ってもいろいろな形で住民に対する説明会等は行う予定ですか。

○答弁（環境政策課長） もちろん環境への影響も懸念されておりますので、私どもとすれば、現在の工事の進捗状況あるいは環境調査の結果、そういうもろもろのデータと申しますか、現在の状況を皆様方にお知らせすることによって、安心・安全な施設を運営していきたいと思っております。

○質疑（高橋委員） 私が認識しているところでは2グループが反対グループという形で活動されていると思うのですが、県としても説明会の内容が重複したりなど、いろいろな形が出てくると思います。また、完全にこの場所から撤退してほしいというのと、この場所から一時、例えば違う場所に移してほしいというふうに多少、反対しておられるグループでも思いが違うところもあると思いますが、もう工期も近づいておりますので、いろいろな形で話し合いをしながら、協議会をつくって窓口を決めながら進めていくというのも一つのいい案ではないかと思っておりますので、ぜひそういう取り組みをやっていただきたいと思っております。

それから、先ほどありましたように、約200名が説明会に来られているという状況です。賛成する人はなかなか来ないと思っております。どうしても反対であったり、いろいろ意見などを言いたい人が集まって、こういう施設に関しては、説明会をしても現状はなかなかうまく進まないと思っております。また、反対署名が2万3,706人と聞いております。ここにどれぐらい住んでいるのかわかりませんが、この署名の人数からすると、数万人は住んでいると思っておりますので、そういった意味ではこの反対署名の重さというものを改めてお聞きしたいと思っております。

○答弁（環境県民局総務管理部長） 今、言われたように2団体ありまして、佐伯地区の住民を代表される「ダイオキシンから守る会」が約2万名の署名を集めて広島市へ提出されております。この取り扱いにつきまして、署名は広島市長あてでございますので、今後どういう形で進めていくかということ市の方で整理されて、県へ何らかの指示なりがあるというふうに認識をしております。2万人という非常に多

い方の署名であって、県としてもそういう御意見があるということを受けとめて対応していきたいと思えます。

また、3,706名の方は別団体で、私どもの方に4月23日に署名を提出されておまして、その内容につきましていろいろな項目がございましたけれども、それらについて5月15日に県でできることについては極力環境への影響を考えて努力するといった内容の回答書をお渡ししております。ただ、場所の変更については、なかなか難しいと回答させていただいているところでございます。

○質疑（高橋委員） いろいろな形でしっかりと住民には説明していただきたいと思えます。特に、この施設に関しては、学校が近いということなので、安全性を考えると当たり前のことですので、しっかりと安全面また環境面について取り組んでいただきたいと思えます。それから、安全性、環境性について、特にダイオキシン等について当初の計画より環境保全面で向上したというものがあれば教えていただきたいと思えます。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 昨年、ダイオキシンの件で御指摘されたということで、環境保全公社を含めまして検査体制を検討しております。

昨年に御指摘があつて以降は、できるところはやっていこうということで今の抜き取り検査の頻度を上げるということや、例えばたくさん持って来られる業者の廃棄物の検査を強化するというを行っております。

今後につきましては、そういう御懸念があるということをもっと管理運営を強化するという方法について検討を進めてマニュアル化をしていきたいと思えます。

○質疑（高橋委員） 私どもの会派にもいろいろな形で要望に来られました。その中でやはり子供たちの安全ということがありましたので、子供たちだけでなく地域の安全、どうしてもこういう施設になるとなかなか地元の人に受け入れていただくというのは大変だと思えますので、しっかりと安全対策の説明など、住民に対する説明に取り組んでいただきたいと思えます。

○質疑（辻委員） 大久野島沖で発見された化学兵器の疑いのある物についての説明を聞いておまして、一つ聞いておきたいと思ひ、質問をさせていただきたいと思えます。

国の対応について説明があつたのですけれども、県の対応について、今後引き続き国に対して働きかけを強化していくとありました。県民の安全・安心が確保されるようにということですので、何をどういうふうにも今後強く働きかけていくのか、どういうことをお考えになっているのか、お伺いいたします。

○答弁（危機管理課長） 今回の大久野島沖で発見されました化学兵器の疑いのあるものにつきましては、基本的に我々県としましては、これは国の事務ということで認識しておまして、現時点では先ほど御説明しましたけれども、もう既に環境省におきまして、内閣官房と細かいところについて調整を進めていると聞いております。

ので、それらを踏まえまして我々としては一日も早く調整を終えていただき、具体的な作業を進めていただくことを期待しているというのが現状でございます。

○質疑（辻委員） 私は発見された20個のあか筒らしき物の処理だけでいいのかと思っているのです。この不審物の調査・処理のことを3項目書いてありますけれども、この20個を引き揚げて、さらに分析して安全性が確認されたとしたらそれで終わりということで、果たして地域の住民たちの安全・安心が担保されることになるのか、ちょっと疑問に思っているのです。

つまり、国の動きを見るということにとどまらず、県としてはこの20個の引き揚げと調査はもちろんだけれども、その地域周辺の調査もしっかりと行う。広範にその毒ガス弾が投棄されたというようなことも言われているわけでありますから、国の責任でこの地域周辺もしっかり調査して、安全が確保できるように対応すべきだというようなことも、しっかり国に言うべきではないかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○答弁（危機管理課長） 周辺海域のことでございますけれども、まずは引き揚げた約20個を分析してそれを受けまして国において判断されると聞いておりますので、まずはそれを待ってと考えております。

○要望・質疑（辻委員） 待つのはいいのですけれども、やはりガス弾が今もってこういう形で出てくるということ自体が国の戦後処理の不十分さであって、そのことにより県民に不安をもたらしていると思う。もちろんその分析結果等を踏まえてということがあるのかもしれませんが、やはり国に周辺海域の調査をするよう強く要望することを求めておきたいと思えます。結果が出てから、今後について議論できる場があれば、議論したいと思えます。この点については以上です。

それでは、生活福祉資金の生活貸付制度の運用の改善についてお伺いしたいと思います。

生活福祉資金もたくさんありますのできょうは、修学資金と緊急小口資金の2点についての取り扱いの改善について、質問したいと思います。

まず、修学資金貸付についてですけれども、一人の方がこの貸付制度を活用しようと申請をしましたら、まず連帯保証人がいるということを窓口で言われて、いろいろと探したけれども結局連帯保証人が見つからないので申請を断念するという事態も起きています。

それから、またある方は、他制度を優先するという制度のたてりから、母子寡婦福祉資金を勧められて、ここでも連帯保証人が必要だと言われ、これも利用できないということで、いずれにしても緊急に借りたいと思っている方が連帯保証人をつけるという問題で利用できない事態になったのです。そこで、この修学資金貸付制度の運用上、連帯保証人の扱いはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（地域福祉課長） 連帯保証人の取り扱いでございますが、この修学資金につきましても基本的には連帯保証人を立てることが前提となっておりますが、修学者が

借り受け人で生計中心者が連帯借り受け人になった場合につきましては、連帯保証人を不要にできるというふうに国の要綱で定めております。

○質疑（辻委員） 制度設計の基本では連帯保証人を立てるというのは原則になっているのですが、修学資金は基本的に連帯保証人を立てるというあたりにはなっていないのです。今、言われたように生計中心者が連帯借り受け人になれば連帯保証人は要らないということになっているのですけれども、窓口では原則として連帯保証人を求めるというような対応をしているのではないですか。

○答弁（地域福祉課長） 本件の取り扱いでございますが、この生活福祉資金の貸付制度は、いわゆるセーフティーネットという役割を持っておりまして、生活に困窮されている世帯の自立支援ということで、大いに活用されるべきものでございます。その一方で、限られた原資によりまして貸付制度を行っているため連帯保証人を不要とするということになりましたら、債権管理上滞納に結びつくことが多くなると想定されまして、債権保全という面からも貸し付けに当たりまして必要最低限の資金回収のための担保措置も必要であると考えております。こうしたことを踏まえまして、本県社会福祉協議会におきましては、この修学資金創設当初から原則として連帯保証人をつけることを前提に運用してきたところでございます。

しかしながら、平成16年8月に国がこの要領を一部改正いたしまして、都道府県、社会福祉協議会等関係機関はこの要領の趣旨に逸脱しない範囲内において地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行っても差し支えないというただし書きがつけられましたので、本県社会福祉協議会におきましてはこの修学資金の貸し付けに当たりまして連帯保証人を不要とすることができる場合の取り扱いを定めまして、運用しているところでございます。

○質疑（辻委員） この制度を創設以来、修学資金の貸し付けに当たっては、先ほど課長から答弁がありましたように、修学者が借り受け人となって生計中心者が連帯借り受け人になった場合に連帯保証人は要らないという制度になっています。国の方は、効果的な運用を図るということを通知しています。ところが、実際の現場では今、課長が言われたように債権担保として連帯保証人をつけることが原則という取り扱いになっているわけで、そういう取り扱いは私は誤りだと思っているのです。

社会福祉協議会の修学資金を取り扱うマニュアルを見ますと、留意事項が書いてあるのです。留意事項のところには、連帯借り受け人のことは一切書かれていないのです。連帯保証人については、連帯保証人を得ることができない特別の事情がある場合、連帯保証人をとらない扱いをすることが可能であるというようなことが書いてあるだけなのです。

だから、こういう読み方をすると窓口で連帯保証人はまず原則だという取り扱いをするようになるわけです。ところが、国の取り扱いの通知文書の原則を見ると、連帯借り受け人があれば連帯保証人は要らないというのがあたりです。つまり、連帯保証人が原則ではないのです。だから、連帯保証人がいますかということを開い

て、親御さんが、私になりますと言えば、連帯保証人の問題というのは解消するわけです。それで、申請書が受理されて修学資金は借りられるということで、先ほどのような連帯保証人が要るということで断念せざるを得ないような人を防ぐことができます。

現場での制度の運用の扱いが、国の通知どおりではなくて原則論、原則連帯保証人が必要だという形でできているところに、私は誤りがあると思うのです。そういう点で、ここの留意事項を少し見直しする必要があるのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○答弁（地域福祉課長） 先ほど申しました原則論の話でございますけれども、これは国の制度要綱の中で第14条の中に連帯保証人という項目がございまして、そこで基本的には連帯保証人を立てることになっておりまして、そのただし書きで今の連帯保証人を不要とする場合があるわけでございますので、やはり貸し付けを行うに当たっては資金の回収というのが必要でございます。そして、要綱では連帯保証人をつけるということが大前提になっているということを御理解いただきたいと思いません。

それで、留意事項でございますけれども、今般の抜本の見直しの中で、先ほど御説明させていただきましたが、資金の整理統合と連帯保証人貸し付け緩和の2つが大きな項目になっております。この国の通知等を今後検討してまいりまして、利用者の方が使いやすいような仕組みにしたいと考えております。

○要望・質疑（辻委員） 利用者が使いやすいように、この留意事項をぜひ見直していただきたいと思えます。

それで、連帯保証人の問題で課長に一言言っておきたいと思えます。この生活福祉資金制度そのものは、通知行政です。大もととなるような法律があつて、それによって運用されているというようなものではないのです。だから、厚生労働省からさまざまな状況に応じて通知が出されている中で、それに基づいて運用を図っていく、通知行政の一つなのです。生活福祉資金の通知も御存じだと思うけれども、この中に連帯借り受け人の項目と、連帯保証人の項目についても明記してあります。

その文書の中では、修学資金の貸付については連帯債務を負担する借り受け人として就学する者が加わらなければならない、ただし当該者が借り受け人となった場合、生計中心者が連帯借り受け人として加わらなければならないという形になっております。第14条の連帯保証人のところでは借り入れ申し入れ者は連帯保証人を立てなければならないとなっており、第13条の1のただし書き及び2のこの限りでないというのは、先ほど言った連帯借り受け人があつた場合には、連帯保証人は要らないということになるのです。そういうことから、厚生労働省の地域福祉課課長補佐が、この2月に広島で行ったシンポジウムでも修学資金については、連帯保証人は原則として要綱から外していると言っています。

生活福祉資金の全体のたてりでは連帯保証人が要るのが原則だけれども、

修学資金について言えばこの原則は連帯借り受け人のことであって特別の場合には連帯保証人が要するという事です。つまり、親御さんがいない場合とかには連帯保証人が要るかもしれないけれども、そうでない場合、連帯借り受け人でいいというようにしないと国の通知文書から大きく逸脱することになると思います。要するに、確かに返してもらえる人だけに貸すというような、借り方、貸し方の枠を狭めた運用を図っている。通知文書から言っても、これは大きく逸脱をしていると指摘しておかないといけないと思います。そういう観点で、先ほどの留意事項についても借りやすい方向にということで見直しを図っていただきたいと思います。

2つ目に緊急小口融資の問題について、これも借りる方がいろいろと条件をつけられて結局借りられないような事態があると私も聞いております。

その一人は、型枠大工の男性の方で緊急にこの制度を活用しようと思って申し込んでみると、1週間の雇用実績証明書を出せと言われて受理してもらえなかった。あわせて、公的資金、国民健康保険料とか住民税、国民年金保険料等の滞納等の問題があるとだめだというようなことがあり、結局1カ月ぐらいかかるということで緊急対応にならないというようなことが緊急小口資金でありました。

もう一つは、宅建会社の請負をしている大工の方ですけれども、請負という状態で仕事がなくなって、7カ月後、再度仕事にありついたらけれども、請負という状態では対象者にならないというようなことで、緊急小口資金を受けられませんでした。

私は、緊急につなぎ資金を必要としている人に対してのこの制度の趣旨からいって私は問題があると思うのですけれども、この点はどうでしょうか。

○答弁（地域福祉課長） 先ほど委員御指摘のございました2つのケースでございますけれども、まず第一のケースでございますが、勤務実績証明を出せという指摘があったということでございますけれども、この緊急小口資金の貸し付けにつきましては本県では初任給が出るまでの間のつなぎ資金として10万円を貸し付けるというものでございますけれども、そういったものを証明する書類として1週間の勤務実績証明書を求めたのだと思います。そして、2点目のケースの請負契約の方でございますけれども、請負状態というのは続いているわけでございまして、このケースによりますと、3カ月間請負がなくその後復活したということで、本制度の趣旨としております緊急的かつ一時的に生計困難となった者というものに該当しないのではないかという判断をしたところでございます。

○質疑（辻委員） 非常に枠を狭めて貸し付けているという実態だと思うのです。いずれの方も、仕事がなくなったために緊急一時的に生活資金を貸してほしいということだったのです。ことしの3月18日の厚生労働省の社会・援護局の地域福祉課長名での現在の雇用情勢を踏まえた取り組みについての通知を御存じだと思うのですが、ここでは、特に緊急小口資金については緊急かつ一時的に生計困難に陥った者のつなぎ資金として連帯保証人を不要とするなど借り受け人にとって借りやすいようにというのが今の対応なのです。そうすると、先ほど初任給というようなことを言い

ましたけれども、それは貸し付けの要件の中にある「会社からの解雇、休業等によって」の、ここの「等」のところは、初任給という場合と、会社からやめさせられて改めて雇い入れてもらい給料をもらう条件になったということで、それを証明しなさいということだろうけれども、私はこの「等」の判断をそういう限定的なものにしてしまうと枠が狭まっていくと思います。やはり、会社からの解雇あるいは休業と同等のような状態があった場合、緊急にこういう制度を活用して資金を貸すという姿勢が、私は必要だと思うのです。

だから、国の方としても改めて明記はしていないわけです。それだけ裁量をもって緊急対応しなさいというのが趣旨ではないですか。

○答弁（地域福祉課長） この「等」の解釈につきましては、国の方ともよく協議し、あるいは実施主体であります県社会福祉協議会とも協議しながら、先ほど申しましたこの10月にスタートするであろう抜本見直しに向けて一定の改善をしてみたいと思います。

○質疑（辻委員） 本当に、県社会福祉協議会は全然先ほどの件については県と協議していないです。しっかり協議をしてやってほしいと思います。緊急小口資金もそうですし修学資金もそうだけれども、よほどはっきりと償還されるという裏づけがない限り貸さないという姿勢に今立っていると思います。これは生活福祉資金制度の目的に沿わないし現下の情勢から見ても沿わない運用のあり方だということを指摘しておきたいと思います。

それを示すパネルを示しておきたいと思います。（パネルを示す。）小さくて非常に見えにくいと思うのですが、これは先ほど言った厚生労働省の地域福祉課課長補佐がこの2月に広島で行ったシンポジウムで説明のために持ってこられたパネルです。生活福祉資金の原資に対しての貸し付けの割合を示してあります。

ピンクの線が全国平均です。広島県はここの水色ですけれども19.0%となっており、貸さないということでは全国2位ということで、これは、不名誉な数字だと思います。

それから、これは生活福祉資金の都道府県の償還率です。小さいですけれども、このピンク色が全国平均の62.3%です。広島県の償還率は、上から数えて4番目の77.0%です。これは先ほど言ったように、本当に償還できるような人には担保もあって貸すけれども、修学資金のように連帯借り受け人でいいのに連帯保証人を求め続けて、結局は貸さないという結果が出ているのです、これは不名誉な実態です。償還率がいいことは、それはそれでいいです。でも、貸さない状態のもとでこういう結果になっているというのは、窓口対応の実態がそうさせているのです。

ちなみに言ってみますと、他の県で貸しているところでも償還率の高いところがありますので、後でまた見てください。そういうことで、改めてこの制度の借りやすいような改善を強く求めたいと思いますが、再度答弁をお願いします。

○答弁（地域福祉課長） 先ほどの貸付率が低いということでごさいますけれども、実

績をちょっと分析しますと、平成18年度では100件の申し込みがございまして、93件貸している。平成19年度は98件の申し込みで95件、平成20年度が192件の申し込みで183件ということで、おおむね申し込みがあったものについては貸し付けているという状況がございまして。

そして、償還率が高いのではないかとということでございましてけれども、先ほど申しましたように限られた原資の中で回すということを基本に考えておりまして、低所得者世帯の自立支援を図るという意味から、この制度を実施しているわけがございまして、償還率が高いということは逆に申しますと、そういった世帯におきまして経済的な自立が図られてきたということで、本制度の趣旨に沿ったものではないかと評価しております。

○要望（辻委員） いやいや、そうではない。課長、考えてみてください。受理された件数を審査して貸付件数が多くなるのは当たり前のことです。この前に窓口規制で先ほど言ったような形で、断念するという例がいっぱい出ているということ、考慮に入れる必要があります。償還率がよくなったと見ているけれども、それはそういう見方もあるかもしれませんが、私が言いたいのは、確実に担保をとれるように選定して、狭めた形で運用しているから償還率がよくなっているということです。そこをしっかりと見ないと、この制度の本来の趣旨を生かした形にはならない。しっかりとそのあたりを踏まえて、対応をするという姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

○質疑（蒲原委員） 高橋委員が五日市の積み出し施設に関して質問しましたが、これはそのとおりなのです。地元の方が会派の方に来られて言われたのです。

ことしの1月11日に五日市南中学校長が中学校の近くに廃棄物の積み出し施設の建設計画があると聞き、こうした計画について、保護者からの問い合わせ等もあるから具体的な事業計画を知りたいとあって、県に説明を求めたわけです。ついては、五日市南中学校だけでなく、五日市南小学校、楽々園小学校の3校で校長会というのをつくっているから、そこで説明をしてもらいたいということで県が行ったのでしょう。そこについて聞かせていただけますか。

○答弁（産業廃棄物対策課長） 校長先生3名に説明させていただきました。

○要望・意見（蒲原委員） 保護者から問い合わせ等があるから聞かせてくれと言った校長は、普通は聞いた後、保護者にきちんと、こういう計画があります、しかし県がいろいろ対策をとってくださって安全な施設をつくるそうですからということ返さなければいけないはず。ところが、PTAの会長にも、これは絶対にPTAの会員に知らせてはいけないということで一切握りつぶしているのです。これはけしからぬと私は思ったのです。むしろ、もっと安心してください、安全な施設をつくってもらえるのですということを、しっかり広報しなければいけないのです。PTAがチラシを印刷していたらしいです。それを校長は直前にストップさせて、中止になったということです。きのう、こういうやり方はおかしいではないですか

と言ってこられたのです。

これが本当に心配ないと言うのなら、校長がPTAの会員にも配って、こういうことですが、安心して下さいということをやらなければいけないはずなのです。重要な公職にありながら、それをやらずに、何となく後ろめたい、臭いものにふたをするようなことを校長みずからがやっているわけです。だから、これは一度、県の方からなぜそういうことをしたのか、校長に問いただしてください。もともとは保護者からのそういう心配があるから説明してほしいと、校長から言ってきているのに、自分が納得したらそれを握りつぶすといようなやり方は、どう見ても民主的なやり方ではない。もっとしっかり住民に知らせる責任があるのではないかと思う。もう、工事が始まるのでしょうか。さっきも高橋委員がおっしゃったように400メートル先にそういう施設をつくるということで、会派へ来られた方は、反対ではない、しようがないと思う、でも、もっと安全なところへ、もうちょっと離して施設を建ててくださいと言っておられるのです。

ここで、委員長にちょっとお願いなのですが、以前、委員会で現地を見に行ったらどうかということがあって委員長一任になっていたが、もうこの委員会もきょうで終わりです。そこで、月曜日が休会になっていますので、ぜひこれは一遍、この委員会で、全員は無理かもしれませんが希望者の方で現場を見たりしてもいいと思うのです。それでも県は断固としてやるでしょう。学校の400メートルぐらい近くに、そういう施設をつくるという県の無神経なやり方に対して、住民は我々の代弁者として県議会は何をしてくれるのかという思いがあるのですから、今さらどうこうしろということはないけれども、やはり一度議会の方からも見に来てくれたということが必要だと思うのです。県としても、住民が不信感を持ったままこれをスタートするというのでは、おもしろくないと思いますから、そういうフォローもしておかないといけないと思うのです。

委員長、29日の月曜日に行ったらどうですか。現場に行って、こうなっているというのを見ることは必要だと思います。2時間あれば行って帰れると思うのですけれども、いかがでしょう、ちょっと考えておいてください。

(7) 閉会 午後0時11分